

2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

株式会社 ALBERT

実務対応報告公開草案第52号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」に対する意見

質問 1~4

【意見】

権利確定条件付き有償新株予約権は、公正価値相当額の現金を対価として受け取り新株予約権を付与する取引であるため、この提案に同意しない。

【理由】

<本テーマを検討する理由が理解できない>

当社は、権利確定条件付き有償新株予約権(以下、「有償新株予約権」という。)を、従前、下記の手続きを経て有償新株予約権を発行してきた。

1. 法律上の検討を踏まえた手続

法律家による文献、監査役監査実施要領(公益社団法人日本監査役協会)等の調査、顧問弁護士との相談による権利確定条件付き有償新株予約権の法的検討を経た法的手続の実行

2. 公正価値の検討

第三者評価機関による新株予約権の価値評価報告書の取得

3. 税務上の検討

税務顧問との相談による権利確定条件付き有償新株予約権の税務上の取扱いの確認

4. 監査法人に対する説明

監査法人に対する新株予約権の公正価値、法的性質を説明した上での会計処理を説明。

併せて、監査法人が利用する評価専門家からの質問に対する回答(主に依頼した第三者評価機関による監査法人が利用する評価専門家に評価ロジックを説明)

5. 監査役に対する説明

監査役に対する権利確定条件付き有償新株予約権の法的検討、税務上の取扱い、監査法人との会計処理の確認状況を説明

上記の手続の過程で、当社は、有償新株予約権の発行について、役職員等が当社発行の有価証券に対して公正価値をもって投資する機会を提供する制度と理解してきた。

公正価値については、第三者評価機関と慎重に議論し、将来のキャッシュ・フローの発生確率に基づくオプション価値評価理論により算定された結果をもって検討している。会社と付与対象者相互に受け取る経済的利益は、払い込む現金と新株予約権とがイコールであり、相互にその他の経済的利益は具体的には存在しないと理解している。

法律上も新株予約権の公正価値相当額を実際に払い込んで発行される制度であることから、従業員等に財産上の利益を付与するものではなく、役員報酬決議や事業報告における開示の対象とならないと整理されている。

監査法人との協議にあたっては、その性質や公正価値について質疑応答を行った上、慎重に議論した結果、理解を共有した上で発行の意思決定に至り、企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」に基づく会計処理を行い、監査法人からも当該会計処理について修正を要する監査差異の指摘はなく、適正意見を取得している。また、他社事例を見ても承知する限り全て同様の会計処理をしている。

このような実務が行われているところ、平成26年12月1日の企業会計基準委員会で「企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」（以下「ストック・オプション会計基準」という。）の適用対象となるのかについて、必ずしも明確ではないと考えられるため、会計処理の明確化のニーズが高いと考えられる。」と説明され、新規テーマとして検討されることになったことは理解に苦しむところである。唐突にストック・オプション会計基準の適用対象と解すべきことを明確にする旨の提言がなされた理由は、導入企業が相当程度でできたことをあげるのみで、定着した実務の問題点をあげていない。何のための検討なのか全く理解できない。

有償新株予約権についてこれまで実務上の混乱は生じておらず、法律上も税務上も理解が整合的になっている中で、本公開草案は結論ありきの独自の解釈を示すものであり却って実務に混乱を生ぜしめるものとなっている。

そのような懸念を惹起してまで是正しなければならない実務上の要請があるのであれば、その必要性や問題意識を明らかにした上で議論すべきであるが、本公開草案にはなんらの説明がない。そのため、議論の本質が見えず、賛同する方向での検討ができない。議論の意義が見えない中での委員会の議論は、議事録を見る限り結論ありきで議論がなされたと考えざるを得ない。

なお、上記のとおり、本公開草案の対象とする「権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引」については、ストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当するものではないと理解しており、当該取引を報酬として取り扱うことを前提とした質問2から質問4についても、当該提案に同意しない。

質問 5

質問①

「報酬」の概念に変更があったのか。あればその内容を説明願いたい。

概念に変更がないのであれば、費用計上を求める理由はなにか説明してほしい。

公開草案第 17 項本文では、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引について、「資金調達としての性格や投資の機会の提供としての性格」の他、「ストック・オプション等に関する会計基準第 2 項(4)に定める報酬の性格」も「併せ持つ」ことを想定している。

にもかかわらず、同項(1)では「権利確定条件付き有償新株予約権は、その付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込むという特徴を除けば、ストック・オプション会計基準を設定した当初に主に想定していたストック・オプション取引（付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込まない取引）と類似している。」と規定され、「ストック・オプション等に関する会計基準第 2 項(4)に定める報酬の性格」を重視した見解を前提として、処理が検討されている。

しかし、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引について、特に「付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込むという特徴」が「資金調達としての性格や投資の機会の提供としての性格」と重要な関連性を有している点に照らすと、「権利確定条件付き有償新株予約権は、その付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込むという特徴を除」いて検討を進めることは、公開草案の規定及びその中で行われる検討の過程において論理的に矛盾しており、議論においてバランスに欠くと考えられる。

この点、確かに公開草案第 18 項において係る点に関連する言及はあるが、従業員に付与されない有償新株予約権についても同様の特徴がある一方で、必ずしも付与者に対する報酬と会計処理することとならない点に照らすと、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引について「資金調達としての性格や投資の機会の提供としての性格」を「併せ持つ」点を念頭に置き検討を行わないことに係る適切な理由とはなっていないと考えられる。

以上より、公開草案第 17 項において「資金調達としての性格や投資の機会の提供としての性格」を「併せ持つ」ことを前提としている以上、かかる性格も踏まえた会計処理の検討を行うべきであり、「ストック・オプション等に関する会計基準第 2 項(4)に定める報酬の性格」のみを念頭に置いた公開草案の提案には賛成しない。

質問②

従前の会計処理が適正であるとされてきたものであったが、解釈を変えざるを得ないとすればその理由はなにか。

有償ストック・オプションは投資行動の一環であり、無償で付与されるわけではありません。その点で無償と同類に扱うこと自体おかしいと考える。

そもそも時価で会社と付与者が取引を成立されるものであり、もし契約時点の時価に相違があるのであれば、その相違する差額を費用計上すべきであり、公正価値の考え方についての議論をすべきである。

質問③

会社と付与対象者相互に受け取る経済的利益は、払い込む現金と新株予約権の公正価値とがイコールであり、相互にその他の経済的利益は具体的には存在しないとする考え方が導入企業や法律、税務の専門機関等の見解であるが、その上で費用計上を求める根拠はなにか。

日本監査役協会の公表した「監査役監査実施要領（改訂版）」にも「有利発行決議や報酬決議、事業報告における開示の対象とはならない」とあり、税務も権利行使時に給与等課税事由が生じないという扱いであり、報酬の認識となっていない。これらの見解と 180 度異なる形での費用計上について違和感しかない。

質問④

譲渡制限付株式、信託を用いた手法その他のインセンティブ制度が出現、増加している現状がある中で、本公開草案についてはそもそもの議論の必要性が全く示されないまま特定のスキームについてのみ議論をしている。これは、更なる混乱を招く結果となるだけであり、IFRS 第 2 号株式報酬のような統一的な会計基準の検討を行うべきである。

『権利確定条件付き有償新株予約権は、その付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込むという特徴を除けば、ストック・オプション会計基準を設定した当初に主に想定していたストック・オプション取引（付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払込まない取引）と類似している。』とあるが、有償と無償の区別を無理矢理無くしている暴論から検討が始まっている節があります。

質問⑤

勤務条件の取扱いによっては、IFRS との GAAP 差を広げることとなる。

本公開草案の対象とする新株予約権の会計上の取扱いを実質的に変更する実益が示されない中で、あえて更に GAAP 差を無為に広げるることについて、合理性を説明されたい。

質問⑥

平成 17 年のストック・オプション会計基準自体の検討段階において、従業員等が新株予約権を適正な時価で購入する取引については、明示的に議論され、同会計基準の対象としないことが明示された経緯がある。本公開草案は、これに真っ向から矛盾するものである。

このように会計基準の策定経緯と矛盾する取扱いをする理由はなにか。なぜ結論を変更したのか。

さらに、本公開草案は、会計基準の実質的変更となるが、実務対応報告で会計基準の変更を行うことは制度上できないはずであるが、この点をどのように整理されるか。

以上